

## 周南市地域自立支援協議会 平成28年度 第2回定例協議会会議録

1 場所 周南市文化会館 地下展示室

2 日時 平成29年3月16日 午後3時から午後4時30分

3 出席状況

(1) 出席委員

浦町会長、津永副会長、徳毛委員、田中委員、岡崎委員、堀江委員  
小林（三）委員、服部委員、横川委員、片山委員、渡辺委員、

(2) 事務局

福祉医療部長、障害者支援課長、外3名  
相談支援会議・地域生活部会・就労部会・教育部会の各専門部会長

(3) 傍聴者 無し

4 審議等経過及び結果

(1) 議事

◇会長 それでは、議事に入ります。(1)各専門部会からの本年度の事業の報告を部会長さんから説明をお願いします。

[資料の3～8ページにより相談支援会議議長並びに各専門部会部会長が説明。①相談支援会議 ②地域生活部会 ③就労部会 ④教育部会]

◇会長 ただ今の各部会の説明について、何かご質問、ご意見はありませんか。

◇委員 就労部会の新庁舎カフェ・レストランを障害者雇用創出に結びつけている方策を協議した状況について教えてください。

◇部会長 新庁舎カフェ・レストランについて、障害者の就労支援施設に限定されるものではないが、就労部会内で、福祉の事業所が運営できないか、営業時間や収益性が得られるか検討を行ってきた。

◇委員 一般の事業所で新庁舎カフェ・レストランの運営を希望された場合、障害者を雇用する条件を付けられないか教えてください。

◇事務局 基本的に、新庁舎カフェ・レストランの事業所は公募型のプロポーザル方式なので、事業所側の提案となる。その中で障害者の就労支援施設が応募または一般の事業所が福祉的な雇用を考える場合は、加点の対象になると聞いている。

◇会長 その他何か質問はありませんか。

[他に委員から質疑はなかった。]

◇会長 それでは、議事の(2)「障害者差別解消支援地域協議会について」部会長より説明をお願いします。

◇部会長 平成28年4月から障害者差別解消法が施行されたが、部会で周南市においても障害者差別解消支援地域協議会を設置することについて検討を行った。

部会での協議の結果、障害者差別解消支援地域協議会の機能を周南市地域自立支援協議会にもたせるのが望ましいとの結論になった。

詳細については、事務局の方から説明していただきたい。

◇会長 それでは、事務局の方から補足説明をお願いします。

[事務局が資料の9~10ページを説明。]

◇会長 何かご質問、ご意見はありませんか。

◇委員 障害者差別解消支援地域協議会で協議する内容について個別的な相談についても協議すべきか教えてほしい。

◇事務局 地域の障害者差別に関する個別の相談窓口は市役所の障害者支援課に設置されている。

その中で、法的な紛争という案件については、関係機関へ個人情報に配慮しながら個別的相談という形で紹介をさせていただく。

協議会には、全体としてどのような障害に関する差別相談があったか報告させていただき、情報の共有や差別解消に係る普及啓発等を担っていただく。

具体的な協議の場については部会でのご協議を期待している。

◇委員 はい わかりました。

◇会長 他に何かご質問、ご意見はありませんか。

[他に委員から質疑はなかった。]

◇会長 施行はいつからでしょうか。

◇事務局 ご了承いただけたら、事務局で要綱の改正を行い、平成29年4月1日施行で進めていく。

◇会長 それでは、議事の(2)部会長さんからご提案されました本協議会に障害者差別解消支援地域協議会の機能をもたせる件につきまして、お諮りさせていただきたい。

[委員より賛成の意思表示があった。]

◇会長 ◇会長 原案どおり承認されました。

◇会長 それでは、議事の(3)「周南市障害福祉計画」について、事務局から説明をお願いします。」

[事務局が資料の11~14ページを説明。]

◇会長 何かご質問、ご意見はありませんか。

◇委員 資料の 9 ページで多機能型事業所と記載されている事業所は、24 時間体制でしょうか。

◇事務局 事業所リストに掲載させていただいております多機能型は、例えば放課後等デイサービスと就労移行支援事業所 B 型を一緒にやられているとか同じ事業所で複数の福祉サービスを提供されているというようなことでの多機能という言葉の使い方であって、24 時間体制ではない。

24 時間体制のお話をさせていただいたのは、地域生活支援拠点という整備についての中で障害者の居住支援のための地域の体制づくりについて、例えば障害者入所施設やグループホーム、相談支援センターなど一つの法人としていろいろな機能をもって、そこが 24 時間体制でバックアップするというのを多機能型の拠点と呼んでいる。

◇会長 その他何かご質問、ご意見はありませんか。

[他に委員から質疑はなかった。]

それでは、議事の(4)「施設入所支援と就労継続支援 B 型のサービスの組み合わせについて」事務局から説明をお願いします。

[事務局が資料の 15 ページを説明。]

◇会長 今の事務局からの説明について、何かご質問、ご意見はありませんか。

◇委員 件数は、少ないのではないか。

◇事務局 周南市の状況として、就労支援継続 B 型と施設入所支援というサービスの組み合わせと障害支援区分の関係の件数についてはお示ししたとおり。

◇委員 支給決定機関はどこか。

◇事務局 市である。

◇会長 その他何かご質問、ご意見はありませんか。

[他に委員から質疑はなかった。]

それでは、議事の(5)「その他」について委員の皆様から何かありますか。

[委員からは特になし。]

◇会長 事務局から何かございましたら、お願いします。

◇事務局 資料の 16 ページのとおり、この協議会から地域福祉計画の評価委員会の委員の推薦依頼があったので、会長さんに委員を打診し、本人了解を得たので、会長を推薦した。事後となったが協議会にその旨報告。

続いて、事務局より、現委員の任期が5月末であること、新委員の選任は、各団体から推薦や公募によることを説明。

◇会長 他に何かありましたら、お願いします。(発言はなかった)

◇会長 本日予定されていた議事は全て終了いたしました。皆様のご協力により何とか議長を務めることができました。ありがとうございました。

◇会長 それでは以上で協議会を閉会します。皆様お疲れ様でした。

以上、会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認しここに署名する。